

本山町行政連絡

編集・発行 本山町役場

【隔週水曜日発行】

第1075号

本山町特定公賃貸住宅「日の出ハイツ」（世帯用）の入居者を次のとおり公募します。

【所在地】 本山町本山76番地1

【公募戸数】 2階1戸（鉄筋コンクリート造3階建）

【間取り】

和室（6畳1室）、洋室（2室計15畳）、LDK（9畳）、浴室、トイレ（洋式）、物置、駐車場あり

【家賃等】

家賃 30,000円
敷金 家賃の3か月分
共益費 浄化槽の維持管理費等

【入居資格】

- ・所得が15万8000円以上25万9千円以下（ただし町長が認める場合は、48万7千円以下）で、自ら居住するため住宅を必要とする者のうち、現に同居し、または同居しようとする親族がある者。
- ・税等の滞納がないこと。
- ・暴力団員でないこと。

【申込方法】

役場総務課課備付（Eメールのダウンロード可能）「本山町賃貸住宅使用許可申請書」に必要事項を記入し入居予定者の住民票、所得金額の証明書（源泉徴収票の写し等）を添付して、総務課へ提出してください。

【申込期限】

3月23日（水）まで

【問い合わせ先】

総務課 電話 76-22233

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金について

臨時特別給付金について

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、住民税均等割非課税世帯や令和3年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。

給付金を支給するためには、手続きが必要です。

【支給額】 1世帯あたり10万円

【支給時期】 確認書（申請書）を受理した日から2週間後から目安です。

【支給対象と申請の有無】

支給対象となる世帯（いずれかに当てはまる世帯）

- ① 世帯主員の令和3年度「住民税均等割が非課税」の世帯……住民生活課から確認書が届きます。（※要返送）
- ② 令和3年1月以降の収入が減少し「住民税非課税相当」の収入となった世帯（家計急変世帯）……申請が必要です。

申請期間は3月9日（水）～3月30日（金）

【支給手続き】

- 1 令和3年度住民税（均等割）が非課税の世帯

◆世帯の全ての方が、令和3年1月1日以前から現在所にお住まいの場合

対象となる世帯には、住民生活課から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きますので、必要事項を記入のうえ、住民生活課に返信してください。

◆世帯の中に、令和3年1月2日以降に転入した方がいる場合

- ・給付金を受け取るには、申請が必要です。
- ・申請書に必要な事項を記入して、添付書類と一緒に住民生活課給付金係に、直接または郵送で提出してください。

- 2 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯（家計急変者）

給付金を受け取るには、申請が必要です。申請書に必要な事項を記入して、添付書類とともに住民生活課給付金係に、直接または郵送で提出してください。

※新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。

※住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振込み詐欺」や「個人情報詐欺」にご注意ください。

【問い合わせ先】

住民生活課住民班 電話 76-2113

令和4年度本山町戦死者追悼式

中止のお知らせ

令和4年4月10日（日）に予定しておりました本山町戦死者追悼式は、新型コロナウイルスの感染拡大予防のため、中止いたします。

【問い合わせ先】

住民生活課住民班 電話 76-2113

新型コロナウイルス

3回目接種について

3月より、新型コロナウイルス2回目の接種を終了後、おおむね7カ月以上を経過した18歳以上、64歳以下の方を対象に、3回目のワクチン接種を実施しています。

対象となる方には、順次案内をいたします。詳しくは「案内文書」を確認ください。

【対象者】2回目の接種を終了後、おおむね7カ月以上を経過した18歳以上、64歳以下の方

【日程】3月中旬～9月（予定）

【場所】保健センター

【注意事項】他市町村で2回目の接種をした後に本町へ転入された方は、町で接種記録を確認できないことがあり、その場合は「案内」ができません。7カ月以上経過しても案内文書が届かない場合は、保健センターまでご連絡ください。

また初回接種（1～2回目）を希望される方は保健センターまでご連絡ください。

【問い合わせ先】

保健センター 電話 70-10600

令和4年度本山町奨学金のお知らせ

令和4年度（高等学校以上）の学校へ修学し、本山町奨学金の貸与を希望される方の募集を、次のとおり行います。

【貸与対象者】

- 本山町に3年以上在住する者又は3年以上在住の者の子計を「こども扶養親族」とする者
- 経済的な理由による修学が困難と認められること
- 奨学金の返還が可能なと認められること

【貸与月額】

高等学校 15,000円
大学等 25,000円

【貸与期間】

修学する学校における正規の修学期間

【提出書類】

- ①貸与申請書（教育委員会にありませう）
- ②世帯主員の住民票
- ③世帯主員の収入・所得を証明する書類
- ④在学証明書

【申し込み受付期間】

4月1日（金）～4月22日（金）

【申し込み先及び問い合わせ先】

教育委員会 電話 76-3913

障がい者の就労相談について

障がい者の就労相談窓口を左記のとおり開設しますので、お気軽にご相談ください。

なお、相談は事前予約制となっておりますので、相談日の3日前までに電話等で予約を入れてください。

【日時】3月25日（金） 午後2時～午後4時

【場所】保健センター1階 保健指導室

【対象者】

○障がいや病気のあつ方で、

・一般企業への就職を目指す方

・就労の継続や生活に不安のある方

○障がい者を雇用している企業担当者や支援事業所の方

【問い合わせ・予約先】

障害者就業・生活支援センター「あひる」
電話 088-804-0111

自衛官等募集案内

募集種目	待遇等	資格	受付期間	試験期日	合格発表
一般幹部候補生	大卒程度試験 任用後の階級：3等陸・海・空尉 初任給 修士課程修了者等以外：226,500円 修士課程修了者等：243,500円	22歳以上26歳未満の者 (20歳以上22歳未満の者は大卒(見込)含、修士課程修了者等(見込)含)は28歳未満の者)	3月1日～4月14日	1次：4月23日・24日 2次：5月27日～6月2日の内1日 3次：(海・空飛行要員のみ) (海)6月23日～27日の内1日 (空)7月16日～8月4日の内6日	1次：5月20日 2次：(海・空飛行要員のみ) (海)6月16日 (空)6月20日 最終(陸)：7月8日 (海)：7月15日 (空)：8月26日
	院卒者試験 任用後の階級：2等陸・海・空尉 初任給：247,500円	20歳以上28歳未満の者 修士課程修了者等(見込)含)			
一般曹候補生	特別職国家公務員(自衛隊員) 2士初任給 月額179,200円(高卒) 月額198,100円(大卒)	18歳以上 33歳未満	3月1日～5月10日	1次：5月20日～29日の内1日 2次：6月17日～7月3日の内1日	1次：6月10日 最終：7月22日
自衛官候補生	特別職国家公務員(自衛隊員) 自衛官候補生手当 月額142,100円 2士初任給 月額179,200円(高卒) 月額198,100円(大卒) 特例退職手当 1任期 陸579,130円 海・空951,236円 2任期 陸1,453,233円 海・空1,508,667円	18歳以上 33歳未満	年間を通じて受付けています	年間を通じて実施しています (詳しくはお問い合わせ下さい)	試験時にお知らせします
予備自衛官補(一般)	非常勤の特別職国家公務員 教育訓練召集手当 日額8,200円 教育訓練召集旅費支給 訓練中の食事・宿泊費等無料支給 教育訓練日数 (一般)3年以内に50日間 (技能)2年以内に10日間 教育訓練修了翌日に予備自衛官に任官	一般社会人等 (会社員・大学生・主婦等) 18歳以上34歳未満 医療従事者、語学、建築、整備、船舶等の資格保有者 18歳以上で保有する技能に 応じ、53～55歳未満	1月6日～4月8日	4月11日～17日 (詳しくはお問い合わせ下さい)	5月31日